

新型コロナウイルスワクチン接種(今月末まで)

無料(全額公費負担)で接種できる特例臨時接種期間は令和6年3月31日(日)までです。令和5年9月20日以降に追加接種を終えた方は再度の接種はできません。

◆令和5年秋開始接種

初回接種を完了し、最終接種日から3か月以上経過した生後6か月以上の方

令和5年9月20日から令和6年3月31日(日)まで(期間中、1人1回)

◆各種サービスの終了

- 接種券発行申請→終了済み。転入した方などは市コールセンターへお問い合わせください。
- 清瀬市新型コロナウイルスワクチン接種専用コールセンター→3月29日(金)午後5時まで。これ以降の問い合わせ先は市報などでお知らせします。
- 清瀬市新型コロナウイルスワクチン接種予約システム→3月31日(日)正午まで(最終予約枠は3月30日(土))
- 新型コロナワクチン接種証明書
 - ▶アプリ: 4月1日(月)午前0時ごろまで
 - ▶コンビニ交付: 3月31日(日)午後11時まで

◆東京都大規模接種(3月31日(日)まで)

都庁北展望室接種会場も利用できます。接種日や時間は都のホームページ(右記QRコード参照)をご覧ください。なお、3月29日(金)から31日(日)までは一部時間を拡大して運用されます。

東京都ワクチン接種会場コールセンター

☎0570-034-899(午前9時~午後6時)

◆ワクチンに関する各種問合せ先

- 清瀬市新型コロナウイルスワクチン接種専用コールセンター
 - ☎042-497-1507(午前9時~午後5時、平日のみ。3月29日(金)午後5時まで)
- 東京都新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター
 - ☎03-6258-5802(24時間、年中無休、4月以降も継続)
- 厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター
 - ☎0120-761770(午前9時~午後9時、年中無休、4月以降も継続)

※新型コロナウイルスワクチン接種は本人または保護者の同意がある場合にのみ行われ、強制されることはありません。



市ホームページ



大規模接種予約システム

令和6年 清瀬市議会第1回定例会開会

令和6年清瀬市議会第1回定例会は、2月29日から下記のとおり開会中です。☎議会事務局議事係 ☎042-497-2567

月	日	時間	内容
3	15(金)		総務文教常任委員会
	18(月)	午前10時~	福祉保健常任委員会
	21(木)	午後2時~	建設環境常任委員会
	28(木)	午前10時~	議会運営委員会 本会議(最終日)

※市議会の様子は、右記QRコードから後日視聴できます(録画)。



清瀬市議会ホームページ

消費生活センター

4月1日にアミュービル5階へ移転します

移転後も消費生活相談や消費生活講座などの各事業を引き続き実施します。電話番号の変更はありません。

消費生活センター ☎042-495-6211(月~金曜日午前9時~午後5時。祝日・年末年始を除く)

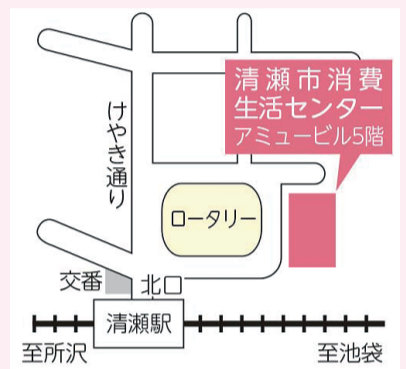
【移転先】清瀬市元町1-2-11アミュービル5階(清瀬駅北口徒歩2分。専用の駐車場・駐輪場はありません。下図参照)

◆消費生活相談窓口

主に消費者と事業者間の契約トラブルについて相談ができます。消費生活相談員が具体的な解決策をアドバイスするほか、ケースによってはトラブル解決のために事業者との交渉をお手伝いします。

【相談日時】月曜日~金曜日午前10時~正午、午後1時~4時(祝日・年末年始を除く)

【相談専用電話】☎042-495-6212



悪質な業者にご注意ください

市内では、点検商法といわれる悪質な手口で家屋の修理を促し、高額な修理代を請求する業者の出没情報が多く寄せられています。

「屋根が壊れている」「無料で点検をします」「排水管の詰まりを取った方がいい」などと話をもち掛け、本来なら行う必要のない作業などを行い、高額な修理代を要求するものです。

これらの業者は不意に個人宅を訪れ、ありもしない家屋の不具合を指摘し、住民の不安を煽って点検・修理を行います。このような業者が訪問して来た際は、点検や修理はさせずに断りましょう。また、家屋の修繕が必要な場合は複数の業者から見積りを取るなど慎重に業者を選ぶ事が大切です。

業者との契約でお困りの際は、消費生活センターへ相談してください。

消費生活センター ☎042-495-6212(相談専用)



新小1・新高1へ子・育医療証を送付

①4月から小学生または高校生になる子どもの医療証

令和6年4月から小学校または高等学校に入学する児童(平成29年4月2日~平成30年4月1日生まれまたは平成20年4月2日~平成21年4月1日生まれ)の医療証については、4月1日から「義務教育就学児医療証(子医療証)」または「高校生等医療証(育医療証)」に切り替わります。

対象の方には、令和6年4月1日から有効な医療証を、3月15日(金)までに普通郵便で発送します(所得制限について詳しくは右表参照)。

また、所得制限限度額超過のため子医療証または育医療証の

対象とならない方にも、3月下旬までに消滅通知書を普通郵便で発送します。

※4月1日を過ぎても医療証が届かない場合は、下記へ連絡してください。

※今回医療証をお送りするのは、**新小学校1年生または新高1年生のみ**となります。それ以外の方は、すでにお持ちの医療証を令和6年9月30日(月)まで使用してください。

扶養親族などの数(人)	所得制限限度額(円)
0	6,220,000
1	6,600,000
2	6,980,000
3	7,360,000

※以降、扶養親族などが1人増えるごとに、所得制限限度額に38万円を加算。

②ひとり親家庭等医療証(育医療証)をお持ちの皆さまへ

現在、「ひとり親家庭等医療証(育医療証)」の交付を受けており、4月1日から新小学校1年生または新高1年生になる方の4月1日以降有効な医療証は、下記のとおり課税世帯か非課税世帯かにより異なります。

●課税世帯の場合

4月1日以降有効な医療証は、子医療証または育医療証となります。今回発送する医療証を医療機関などで提示してください。

療機関などで提示してください。

●非課税世帯の場合

4月1日以降有効な医療証は、育医療証となります。令和5年12月下旬に発送した育医療証に、新小学校1年生または新高1年生となる方の氏名を印字しています。対象の方が医療機関などを受診される場合は、育医療証を提示してください。

☎いずれも子育て支援課子育て支援係 ☎042-497-2088

緊急風しん抗体検査・第5期定期予防接種事業(昭和37年4月2日~昭和54年4月1日生まれの男性対象)

市では、昭和37年4月2日~昭和54年4月1日生まれの男性を対象に、風しんの抗体検査と予防接種を無料で受けられるクーポンを郵送していますが、抗体検査の有効期限を令和7年2月28日まで、予防接種の有効期限を令和7年3月31日までに延長します。お手元にある有効期限が過ぎたクーポンはそのまま使うことができません。なお、抗体検査が未受診の方には2月に勧奨はがきを送付しました。

◆クーポン券を紛失した方や転入されてお持ちでない方の申請方法

直接窓口または電話で子育て支援課母子保健係へ。または電子申請もしくは市ホームページ

からダウンロードできるクーポン発行申込書に記入して郵送。

◆抗体検査について(無料)

次のいずれかの方法で抗体検査を受けてください。

- ①勤務先の健康診断で実施
- ②市区町村の健康診断で実施
- ③指定の医療機関で実施

◆予防接種について(無料)

検査の結果、抗体(免疫)を十分保有していない方は、指定医療機関にて予防接種を受けてください。抗体(免疫)を十分保有している方は予防接種を受ける必要はありません。

☎子育て支援課母子保健係 ☎042-497-2077



詳しくはこちら